

普通財産売買契約書（案）

売扱人 米原市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【落札金額×10/100以上】円を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金は、乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を本契約の締結後、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

（所有権移転および引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納された時に、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記等）

第7条 所有権の移転登記は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 本契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない理由により、この土地に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約の締結後、売買物件に数量の不足など契約の内容に適合しない（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設の状況等）ことを発見しても、甲に対して売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(境界の疑義)

第10条 乙は、本契約の締結後、譲与物件の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第12条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙からすでに受領した契約保証金の全額を違約金として徴収し、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償の額の予定またはその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結および履行に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第15条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するにあっては、当該法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第17条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の

上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 滋賀県米原市米原1016番地
米 原 市
氏 名 市 長

印

乙 住 所

氏 名

印

土 地 の 表 示

所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)
米原市大清水字東堀川	1566番	山林	991